個人情報保護方針 新旧対照表

現行	改定	備考
個人情報 <u>の</u> 保護 <u>に関する</u> 方針	個人情報保護方針	表現の変更
公益財団法人日本サッカー協会は、下記各項所定の基本方針に 基づき個人情報を適切に取得、管理、利用し、個人情報保護法そ の他の関連法令の理念に則った個人情報の保護を徹底するため、 以下の取り組みを実施致します。	公益財団法人日本サッカー協会は、下記各項所定の基本方針に 基づき個人情報を適切に取得、管理、利用し、個人情報保護法そ の他の関連法令の理念に則った個人情報の保護を徹底するため、 以下の取り組みを実施致します。	
1. 取得に関する基本方針	1. 取得に関する基本方針	
当協会は、適法且つ適正な手段により目的を開示して本人その他の開示権限のある者から個人情報を取得します。	本協会は、適法且つ適正な手段により利用目的を開示して本人その他の開示権限のある者から個人情報を取得します。	表現の統一 定義の変更
2. 管理に関する基本方針	2. 管理に関する基本方針	
当協会は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、 改ざん及び漏えい等のあるまじき事態を防止するための適法且つ 適正な措置を講じて個人情報を管理します。	本協会は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、 改ざん及び漏えい等のあるまじき事態を防止するための適法且つ 適正な措置を講じて個人情報を管理します。	表現の統一
3. 利用に関する基本方針	3.利用に関する基本方針	
当協会は、取得時に開示された目的の範囲内で適法且つ適正な手段により個人情報を利用します。	本協会は、取得時に開示された <mark>利用</mark> 目的の範囲内で適法且つ適正な手段により個人情報を利用します。	表現の統一定義の変更
4. 取扱委託に関する基本方針	4. 取扱委託に関する基本方針	
	本協会は、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合には、 本協会の安全管理措置に準じる個人情報の安全管理措置を講じている第三者を選択し、委託後も適法且つ適正な手段により委託先の監督を行います。	表現の統一

5. 第三者への提供に関する基本方針 5. 第三者への提供に関する基本方針 当協会は、原則として、無断で第三者に個人情報を提供しません。│本協会は、個人情報保護法その他の関連法令上認められる場合を│表現の明確化 除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。 法改正による 6. 消去に関する基本方針 「個人情報の 本協会は、個人情報を利用する必要がなくなったときは、個人情 安全管理義 務」に関する 報を遅滞なく消去するよう努めます。 追記 6. 本人の権利確保に関する基本方針 7. 本人の権利確保に関する基本方針 <mark>当</mark>協会は、本人から求めがあった場合には、その求<mark>め</mark>に従い、適│<mark>本</mark>協会は、本人から<mark>請</mark>求があった場合には、その請求に従い、適│表現の統一 法且つ適正な手段により個人情報の開示、訂正、追加若しくは削土法且つ適正な手段により個人情報の開示、訂正、追加若しくは削 除、利用停止、消去若しくは第三者に対する提供停止を<mark>社会通念</mark>│除、利用停止、消去若しくは第三者に対する提供停止を<mark>個人情報</mark>│個人情報保護 上合理的な範囲で実施します。 保護法の規定に従って実施します。 法の遵守の明 確化 平成24年4月1日制定 2012年4月1日制定 西暦に変更 2017年10月12日改正

公益財団法人 日本サッカー協会

公益財団法人 日本サッカー協会 理事会

決議機関の明

確化

個人情報保護規則 新旧対照表

現行	改定	備考
個人情報の保護に関する基本規程	個人情報保護規則	規則名の変更
第1章 <mark>本規程</mark> の目的及び適用範囲	第1章 <mark>本規則</mark> の目的及び適用範囲	規則名の変更
(目的)	(目的)	
第1条 本規程は、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という)の定める個人情報保護の理念に則り、当協会が取得し、取り扱う生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。以下「個人情報」という)の適切な保護のために当協会並びにその職員及びその他の構成員が講じるべき措置の基本となるところを定めることを目的とする。	会が取得し、取り扱う生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む)及び「個人情報保護法」第2条第2項に定め	
(適用範囲)	(適用範囲)	
第2条 本規程は、当協会が直接に又は各都道府県協会を通じて間接的に、その業務執行の過程において取得し、管理する全ての「個人情報」に適用されるものとする。	第2条 本規則は、本協会が直接に又は各都道府県協会を通じて間接的に、その業務執行の過程において取得し、管理する全ての「個人情報」に適用されるものとする。	l l
第2章 個人情報の取得	第2章 個人情報の取得	

(取得手続適正の原則)

第4条 「個人情報」の取得は、偽りその他不正な手段によって | 第4条 「個人情報」の取得は、偽りその他不正な手段によって 行ってはならないものとする。

(取得手続)

第5条

- 1. 「個人情報」をその本人から直接的に取得する場合には、本 人に対し、事前に当該「個人情報」の利用目的を書面(電子的 方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができ ない方式で作られる記録を含む。以下と同じ。)で特定して明 示し、その書面による同意を得るものとする。
- 2. 「個人情報」をその本人以外の者から間接的に取得する際に は、本人に対し、事前に当該「個人情報」の取得及び利用並び にその利用目的を書面で通知し、当該「個人情報」の取得及び 利用について本人の書面による同意を得るものとする。但し、 本人が本人以外の者を通じて「個人情報」を提供するに際して、 当該「個人情報」が当協会に対して提供されることを事前に同 意している場合には、この限りでない。

(取得手続適正の原則)

- 行ってはならないものとする。
- 2 「要配慮個人情報」(本人の人種、信条、社会的身分、病歴、法改正による 犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不 | 「要配慮個人 当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに |情報」に関す 特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行 | る追記 令で定める記述等が含まれる「個人情報」をいう。以下同じ。) を取得する場合には、「個人情報保護法」第17条第2項にお いて認められる場合を除き、本人の同意を得るものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第5条 「個人情報」を取得した場合は、あらかじめその利用目 | 法改正による 的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本 人に通知し、又は公表するものとする。

「取得時にお ける利用目的 の通知方法」 の変更

- 2 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面(電磁的記録を 含む。以下同じ)に記載された当該本人の「個人情報」を取得 する場合は、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必 要がある場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的 を明示するものとする。
- 3 本協会は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認 められる範囲内で利用目的を変更することができるが、利用目 的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通 知し、又は公表するものとする。
- 4 前3項の規定は、「個人情報保護法」上例外として認められ ている場合には適用しない。

第3章 個人情報の利用

(利用節用)

第6条 「個人情報」の利用は、第5条の定めるところに従って取 第6条 「個人情報」の利用は、第5条の定めるところに従って取 得されるにあたり、本人から同意の得られた特定の利用目的の 範囲内で行われるものとする。

(目的外の利用の場合の措置)

においては、本人に対し、事前に当該「個人情報」の利用目的 | と利用方法を書面で通知し、当該「個人情報」の利用について 書面で同意を得るものとする。

第4章 個人情報の安全管理

(個人情報の安全管理)

第8条

- 1. 「個人情報」への不当なアクセス又は「個人情報」の紛失、 破壊、改ざんもしくは漏えい等の防止を目的として、「個人情 報」を取得・利用する部署(以下「個人情報取扱部署」という) 毎に「個人情報」が保存管理されるものとする。
- 任者(以下「情報管理責任者」という)が任命され、当該「情 報管理責任者」の下で、また、各「情報管理責任者」の連携の 下で、「個人情報」に関する必要且つ適切な安全管理措置が講 じられるものとする。

第3章 個人情報の利用

(利用節用)

得されるにあたり、本人から同意の得られた特定の利用目的の 節囲内で行われるものとする。

(目的外の利用の場合の措置)

|第7条||利用目的の範囲を超えて「個人情報」の利用を行う場合 | 第7条 | 利用目的の範囲を超えて「個人情報」の利用を行う場合 | 手段の多様化 においては、本人に対し、事前に当該「個人情報」の利用目的 c にる変更 と利用方法を通知し、当該「個人情報」の利用について同意を 得るものとする。

第4章 個人情報の安全管理

(個人情報の安全管理)

- 第8条 「個人情報」への不当なアクセス又は「個人情報」の紛 失、破壊、改ざんもしくは漏えい等の防止を目的として、「個 人情報」を取得・利用する部署(以下「個人情報取扱部署」と いう)毎に「個人情報」が保存管理されるものとする。
- 2.「個人情報取扱部署」毎に、「個人情報」の管理に関する責│2 本協会は、各「個人情報取扱部署」での、保存管理を監督す│管理担当部署 るための部署として「管理部および情報システム室」を指定し、一の明確化 「情報管理責任者」を任命する。各「個人情報取扱部署」は、 「管理部および情報システム室」並びに「情報管理責任者」の 下で、「個人情報」に関する必要且つ適切な安全管理措置を講 じるものとする。

- 3. 「個人情報」の取得及び利用の状況の監視は、「情報取扱 部署」毎に、その「情報管理責任者」によって実施される。
- 4. 従業者に「個人情報」を取り扱わせるにあたっては、「個人 情報」の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要か つ適切な監督を行わなければならないものとする。

(第三者に対する取扱委託の場合の安全管理)

第9条

- 1. 「個人情報」の取扱の全部又は一部を第三者に委託する場合、 委託先は、原則として前条に定める当協会の安全管理措置に準 じる「個人情報」の安全管理措置を講じている「個人情報保護 法」の適用を受ける「個人情報取扱事業者」でなければならな いものとする。
- 2. 前項の定めるところに従って「個人情報」の取扱の全部又は │2 前項の定めるところに従って「個人情報」の取扱の全部又は │「情報管理責 一部を委託した「個人情報取扱部署」の「情報管理責任者」は、 委託された「個人情報」の安全管理が図られるよう、委託先に 対し、必要且つ適切な監督を行うものとする。

第5章 職員の責任

(職員の青務)

た規程並びにそれらに基づく「情報管理責任者」の指示に従い、 「個人情報」の秘密の保持に十分な注意を払いつつその業務を 行うものとする。

(情報管理責任者の責務)

第11条 「情報管理責任者」は、本<mark>規程</mark>に定められた事項を理解 | 第11条 「情報管理責任者」は、本<mark>規則</mark>に定められた事項を理解 | 規則名の変更 した**う**えでこれを遵守するとともに、<u>その属する</u>「個人情報取

3 従業者に「個人情報」を取り扱わせるにあたっては、「個人 情報」の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要か つ適切な監督を行わなければならないものとする。

(第三者に対する取扱委託の場合の安全管理)

第9条 「個人情報」の取扱の全部又は一部を第三者に委託する 法改正による 場合、委託先は、原則として前条に定める本協会の安全管理措し「安全管理に 置と同等以上の「個人情報」の安全管理措置を講じている事業 | 関する考え 者でなければならないものとする。

方」、及び「個 人情報取扱事 業者の定義」 の変更

削除

一部を委託した場合、「情報管理責任者」は、委託された「個 |任者の定義 | 人情報」の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要且つ一の変更に伴う 適切な監督を行うものとする。

第5章 職員の責任

(職員の責務)

第10条 当協会のあらゆる職員は、法令の規定及び当協会が定め | 第10条 本協会のあらゆる職員は、法令の規定及び本協会が定め |規則名の変更 | た規則並びにそれらに基づく「情報管理責任者」の指示に従い、記載の統一 「個人情報」の秘密の保持に十分な注意を払いつつその業務を 行うものとする。

削除

(情報管理責任者の責務)

したうえでこれを遵守するとともに、「個人情報取扱部署」の

扱部署」の職員にこれを理解させたうえで遵守させるための教 育訓練、内部規程の整備、安全対策の実施及び周知徹底等の措 置を実施する責任を負うものとする。

第6章 個人情報の第三者に対する提供

(原則禁止)

- 同意を取得した場合を除き、いかなる第三者に対しても提供さ れてはならないものとする(第三者への業務の委託に伴って提 供される場合を除く。)。但し、次の各号所定のいずれかの場 合は、この限りでない。
 - (1)法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合 であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特 に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難 であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者 が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要 がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事 務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

職員にこれを理解させたうえで遵守させるための教育訓練、内 部規則の整備、安全対策の実施及び周知徹底等の措置を実施す る責任を負うものとする。

第6章 個人情報の第三者に対する提供

(原則禁止)

- 第12条 「個人情報」は、次条の定めるところに従って本人から | 第12条 「個人情報」は、次条及び第14条の定めるところに従 | 法改正による って本人から同意を取得した場合を除き、いかなる第三者に対↓「第三者に対 しても提供されてはならないものとする。但し、次の各号所定 する個人情報 のいずれかの場合(第14条に基づき、外国にある第三者に「個 | の提供に関す 人情報」を提供する場合については、第1号から第4号の場合に「る考え方」の 限る) は、この限りでない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合 であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特 に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難 であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者 が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要 がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事 務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5)利用目的の達成に必要な範囲内において「個人情報」の 取扱いの全部又は一部を委託することに伴って「個人情報」 が提供されるとき
 - (6)合併その他の事由による事業の承継に伴って「個人情報」 が提供されるとき
 - (7)特定の者との間で共同して利用される「個人情報」が当 該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同 して利用される「個人情報」の項目、共同して利用する者

変更

(第三者に対する提供手続)

「個人情報」の取得にあたり、又は、取得の際に本人の同意が 得られていないときには、第三者に対する提供にあたって、予 め、当該「個人情報」の第三者に対する提供について書面によ る同意を取得するものとする。

の範囲、利用する者の利用目的及び当該「個人情報」の管 理について責任を有する者の氏名又は名称について、予め、 本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いてい るとき

(第三者に対する提供手続)

第13条 「個人情報」を第三者に対して提供する場合には、当該 | 第13条 「個人情報」を第三者に対して提供する場合には、当該 「個人情報」の取得にあたり、又は、取得の際に本人の同意が 得られていないときには、第三者に対する提供にあたって、予 め、当該「個人情報」の第三者に対する提供について同意を取 得するものとする。

(外国にある第三者に対する提供手続)

第14条 「個人情報」を外国(個人の権利利益を保護する上で我 | 法改正による が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する│「外国にある 制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定める |第三者に対す ものを除く)にある第三者(個人情報保護委員会規則で定める | る個人情報の 基準に適合する体制を整備している者を除く)に「個人情報」 を提供する場合には、当該「個人情報」の取得にあたり、又は、「る追加」 取得の際に本人の同意が得られていないときには、第三者に対 する提供にあたって、予め、当該「個人情報」の外国にある第 三者への提供について同意を取得するものとする。

提供」に関す

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第15条 本協会は、「個人情報」を第三者に提供したときは、「個 法改正による 人情報保護法」の定めに従って、当該個人データを提供した年し「第三者に対 月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会 | する個人情報 規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 2 本協会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情 報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第16条 本協会は、第三者から「個人情報」の提供を受けるに際 しては、「個人情報保護法」の定めに従って、次に掲げる事項

の提供を行う 際に必要な手 続き」に関す る追加

※個人情報保 護委員会への

第7章 本人の権利の確保

(個人情報の正確性の確保)

第14条

「個人情報」は、利用目的に応じて必要な範囲内において、 正確且つ最新の状態で管理されるように努めるものとする。

(個人情報の開示)

第15条

- 1. 本人から自己の「個人情報」について開示を求められた場合 は、遅滞なく、当該「個人情報」を書面で開示するものとする。 ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場 合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を 害するおそれがある場合
- (2) 当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれ がある場合

の確認を行わなければならない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定 めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名

(2) 当該第三者による当該「個人情報」の取得の経緯

- 2 本協会は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報 保護委員会規則で定めるところにより、当該「個人情報」の提 供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護 委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならな い。
- 3 本協会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情 報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

第7章 本人の権利の確保

(個人情報の正確性の確保)

第17条 「個人情報」は、利用目的に応じて必要な範囲内におい「管理方法の明」 て、正確且つ最新の状態で保つとともに、利用する必要がなく一確化 なったときは、当該「個人情報」を遅滞なく消去するように努 めるものとする。

届出など左記

の诵り

(個人情報の開示)

- 第18条 本人から自己の「個人情報」について開示を請求された | 表現の変更 場合は、遅滞なく、当該「個人情報」を書面で開示するものと する。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当 する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を 害するおそれがある場合
 - (2) 本協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれ |記載の統一 がある場合

- (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2. 前項ただし書に基づき開示しない旨の決定をしたときは、本人 2 前項に基づき開示しない旨の決定をしたとき又は当該「個人 |条件の変更 に対し、遅滞なく、その旨を書面で通知するものとする。

(個人情報の訂正等)

第16条

- 1. 本人から自己の「個人情報」について事実と異なることを理 由に訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という)を求められ た場合は、遅滞なく、当該「個人情報」の利用目的の達成に必 要な範囲内で調査を行い、その結果に基づき、当該「個人情報」 の「訂正等」を実施するものとする。
- 2.前項の規定に基づき「訂正等」を実施したとき、又は「訂正等」 2 前項の規定に基づき「訂正等」を実施したとき、又は「訂正 │表現の変更 を実施しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、そ の旨を書面で通知するものとする。

(個人情報の利用又は第三者への提供の停止)

第17条

本人から自己の「個人情報」について「個人情報保護法」その 他の法令に違反する取得又は利用を理由として利用の停止若し くは消去又は第三者への提供の停止(以下「利用停止等」とい う)を求められた場合に、理由があることが判明したときは、 これに応じるものとする。ただし、当該利用停止等に多額の費 用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であ って、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき 措置をとるときは、この限りではない。

(手続の整備)

- (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 情報」が存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を 通知するものとする。

(個人情報の訂正等)

- 第19条 本人から自己の「個人情報」について事実と異なること を理由に訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という)を求め られた場合は、遅滞なく、当該「個人情報」の利用目的の達成 に必要な範囲内で調査を行い、その結果に基づき、当該「個人 情報」の「訂正等」を実施するものとする。
- 等」を実施しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、 その旨(「訂正等」を行ったときは、その内容を含む)を通知 するものとする。

(個人情報の利用又は第三者への提供の停止)

- 第20条 本人から自己の「個人情報」について「個人情報保護法」「表現の変更、 その他の法令に違反する取得、利用又は第三者への提供を理由 及び通知条件 として利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止(以一の明確化 下「利用停止等」という)を請求された場合に、理由があるこ とが判明したときは、これに応じるものとする。ただし、当該 利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行う ことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必 要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。
- 2 前項の規定に基づき「利用停止等」を実施したとき、又は「利 用停止等」を実施しない旨を決定したときは、本人に対し、遅 滞なく、その旨を通知するものとする。

(手続の整備)

第18条 当協会が管理するあらゆる「個人情報」について、前三 │第21条 本協会が管理するあらゆる「個人情報」について、前三 │記載の統一

条の定めに基づく「個人情報」の開示、「訂正等」及び「利用」 停止等」(以下総称して「開示等」という)のための手続を整 備するものとする。

条の定めに基づく「個人情報」の開示、「訂正等」及び「利用 停止等」(以下総称して「開示等」という)のための手続を整 備するものとする。

(苦情処理)

第19条

本人等が当協会の「個人情報」の取得又は利用全般に関する苦 情を申し出る手続を整備し、これに誠実に対応するものとする。

(個人情報及びその取扱に関する情報公開)

第20条

当協会が管理するあらゆる「個人情報」について、当該「個人 情報」の本人にその「個人情報」のすべてを知り得るような措 置を講じるものとする。

第8章 雑則

(改定)

第21条 本規定の改定は、理事会の決議に基づきこれを行う。

(施行)

第22条 本規定は2012年4月12日から施行する。

(苦情処理)

第22条 本人等が本協会の「個人情報」の取得又は利用全般に関 記載の統一 する苦情を申し出る手続を整備し、これに誠実に対応するもの とする。

(個人情報及びその取扱に関する情報公開)

第23条 本協会が管理するあらゆる「個人情報」について、当該 記載の統一 「個人情報」の本人にその「個人情報」のすべてを知り得るよ うな措置を講じるものとする。

第8章 匿名加工情報

(匿名加工情報)

第24条 本協会が匿名加工情報を取り扱う場合は、その取扱いに ついてあらかじめ匿名加工取扱マニュアルを定めるものとす る。

第9章 雑則

(改定)

第25条 本規則の改定は、理事会の決議に基づきこれを行う。

(施行)

第26条 本規則は2012年4月12日から施行する。

法改正による 「匿名加工情 報」に関する 追記

規則名の変更

規則名の変更

(改正)